

## 議 事 録

会議の名称	令和5年度 第2回壱岐市自治基本条例審議会
開催日時	令和5年10月30日(月) 19:00から20:15まで
開催場所	芦辺町クオリティーライフセンターつばさ イベントホール
出席者	委員27名(3名欠席)、事務局5名
会議の次第	1 開 会 2 議 事 (1) 検証作業「社会情勢の変化に対応した規定となっているか」 (2) 今後のスケジュールについて 3 閉 会

### 内 容

#### 1 開会

企画振興部長あいさつ

#### 2 議事

(1) 検証作業「社会情勢の変化に対応した規定となっているか」

事務局：本日は、「人口減少・少子高齢化」、「産業」、「財政運営」、「災害・疫病・平和」、「ICTと情報技術の発展」、「SDGs」などといった社会情勢の変化に対応した規定となっているかどうかといった視点を中心に検証作業を行う。

<専門部会について>

事務局：～【資料1】専門部会について～に沿って専門部会の開催状況について説明

<専門部会における全体的なご意見について>

事務局：～【資料2-1】壱岐市自治基本条例 専門部会における全体的なご意見に沿って、専門部会で出たご意見等について説明～

委員の皆様からご意見や補足説明があればお願いしたい。

委員A：～特に意見等なし～

<各条文に関する検証作業>

事務局：～【資料2-2】壱岐市自治基本条例【逐条解説】に沿って、各章ごとに説明～

委員の皆様からご意見や補足説明があればお願いしたい。

## 前文

委員A：6行目の「私たちはこの島に誇りを持ち、それぞれの立場で互いに協力し合い、より良いまちづくり」とあるが、この「より良い」という表現をSDGsでも使われている「持続可能なまちづくり」という表現に変えてはどうか。また、8行目の「学校・家庭・地域・行政がともに手を携えて子どもたちの健やかな成長に寄与するとともに、生涯を通じて学べる社会の実現を目指す」というのは非常にいいことだと思うが、次に「教育の島を更に確立し」という表現が文章的に少し目立ちすぎているので、例えば総合計画の中に入れるなどの対応でいいのではないかと思う。あるいは、逐条解説にこの「教育の島」というのを移して、壱岐を担う人材を育てていく必要があるというような形にしてはどうか。「教育の島」というのは非常に大事なこと。

委員B：歴史や文化の基礎となる産業、農業、水産業、畜産業などについて、条文に記載があってもいいのではないか。

委員C：先ほどご意見がでた「より良いまちづくり」という表現について、私も「住み続けられるまちづくり」とか「誰も取り残さないまちづくり」といった言葉に変えたらいいと思う。

## 第1章

委員A：第3条（定義）第1号の法人又はその他の団体の「又は」は不要ではないか。また、第4号の「住みよい地域社会」という表現を「持続可能な地域社会」という表現に変えてはどうか。

委員D：「市民への周知」であるとか「市民向けの条例になっていない」といった専門部会でもよく出ていた意見の内容を第1条もしくは第2条の条文・逐条解説の中に入れることができないか検討してほしい。条例の周知徹底や理解促進に取り組むといった文言を想定。

委員A：第3条第5号の市民参画の部分で「市の政策立案等の過程において市民が主体的に関わることをいう。」とあるが、実施の段階まで入れないといけないのではないか。立案等の段階だけ関わるのではなく、その後の実施、改善などについても主体的に取り組んでいく必要があると考える。

## 第2章

委員A：第7条（地域コミュニティの役割等）第5項について、「生涯学習を通して社会情勢の変化に対応できる人材の育成に努めるものとする。」といった文言がいいのではないかと思う。

委員A：第6条（市民の責務）第1項について、「次の世代のことを考え」とあるが、「次の世代のことだけではないのではないか」といったご意見も出ているとのことで、「持続可能なまちづくり」などといった表現を事務局にて検討してほしい。

委員C：第5条（市民の権利）の専門部会の意見として、まちづくり協議会と公民館の棲み分けを考える必要があるという意見が出ていると思うが、壱岐市行政区設置検討委員会にて当初どういう捉え方をしていたかについて少し触れたい。まちづくり協議会の中に自治公民館、婦人会、老人会、青年会といったあらゆる団体がまちづくり協議会のメンバー

であるという組織構成であった。そして活動内容については、自治公民館は自治公民館の活動があると思うが、まちづくり協議会で計画された活動にも、自治公民館は参加し、協力していかなければならないという捉え方である。なぜなら自治公民館はまちづくり協議会の中の最も大きな組織だからである。自治公民館の今までの取組はしっかりとさせていただいて、それぞれの地域の課題を捉えたまちづくり協議会の活動にもしっかりと参加をしていただかなければならないという風に捉えていただけたらいいかと思う。

委員E：持続可能なまちづくりというのが、今の時代、人口が減って子どもの数も減って、地域は昔のように協力していけるような状況ではない。あれもこれも持続可能だからやれというようなそういう自治基本条例を市民が「分かりました。なら参加して協力してやりましょう。」というような状況でなくなってきたから、まちづくり協議会ができたり、こうやって皆さんが集まって話をしていると思う。私は危機感を持っている。このままでは地域がやっていけないんじゃないかと。条例というのは、あれもこれも盛り込んで、出来もしないような文言を並べるのではなくて、最低限これだけはやっていきましょうとか、それだけを決めていくべき。市民の理解が足りないと言うけれども、市民は理解しなくても別に困らない。市民の利益にならないようなものを市民が理解するわけがない。それよりも今まで地域がやってきた行事をどのような形で変化させて、参画をさせていくか、そのようなことの方が壱岐の自治基本条例らしいと私は思う。

会長：まさに今、委員Eがおっしゃったようなことを実現するために自治基本条例がある。やる人はもうやっているけれども、やらない人にどう声をかけるか。壱岐市では市民はこういう風な考え方で地域づくりに取り組んでいこうというところをぜひ知ってほしいというので、おそらく壱岐市もこの自治基本条例を作っているのではないかと思う。具体的に何をやるのかという話は条例の中に書き込むのではなく、例えば総合計画であったり、それぞれの分野の計画の中で書いていかないといけない。壱岐市の中でも地域によって事情が全然違うと思う。地域によって違うからこそ、全体を包括するような形で条例を作って、その地区での違いというのは、もう1つ具体的などころの話の中で作っていこうという構成にしないといけないのではないかという風に思う。基本的な考え方として、市全体でこういう方向に考えようよ。やっている人は当然やっているけれども、やっていない人、新しい住民の方にもぜひ参加してほしいと。私たちの町というのは自分達で作るということを共有したいというところを呼びかけるための条例であるという風に理解していただければと話を聞いていて思った。

委員E：申し訳ないが、このようなことを話すよりも、神社の近くの観光施設についてトイレが必要だという話になったところ、宗教関連については対応できないと行政から回答があった。一方で、行政は「神々の島、壱岐」と言って観光資源化している。一律で「宗教関係はダメだ」とかいうことではなくて、何とか知恵を絞って行政がバックアップしますということを考える方がよっぽど活発な議論になる。

委員F：委員Eの話に付け加えて、社会情勢の変化ということで、壱岐市は神社・仏閣を観光資源化しているわけだが、トイレが汚かったり、和式が多かったりする。そういうものについては、市が支援をしましょうと。その代わりに、維持管理は関係者や市民がしますという風にしていってはどうかと思う。今の条例の文字を変えて、ちょっと変えて市民に

周知するといっても、市民は誰も守らない。よろしくお願ひしたい。

### 第3章

～特に意見等なし～

### 第4章

～特に意見等なし～

### 第5章

～特に意見等なし～

### 第6章

委員B：第27条（危機管理）の【専門部会でのご意見等】＜逐条解説等＞③の部分について、私が専門部会で発言した内容と関係しているのですが、少し修正をお願ひしたい。「自然や歴史、文化などを脅かすもの」の部分に「生活」も加えてほしい。また例の部分で「原子力発電所や暴力団」とあるが、もう少し広くして、「使用済み核燃料の処理施設や反社会的勢力など」に訂正させていただければと思う。

委員A：第21条（市民参画）の文章についても「政策の立案段階」だけではなく、「実施段階」まで広く定義いただきたい。地域コミュニティは先程からの意見でもありますとおり、崩壊寸前の段階であると。その中で大切なのは、この市民参画や協働など市民の主体的な活動の盛り上がりだと思う。それが自治基本条例の中に含まれていて、そこに惚れ込んでまちづくり協議会の会長を引き受けたという経緯もある。その市民参画と協働についての文言は今の時代、老岐の状況に合った主体的な活動というところは充実していただきたい。

委員F：第22条（協働）について、老岐の現状、環境がすっかり変わって、本土から新しい人たちが入ってきたことによって、地域がうまく機能しないといったところがある。自治会なんかも組織が疎遠になってきた感じがある。例えばゴミステーションが無断で使われた。挨拶もない。誰か分からない。夜は騒がしい。誰が来られても上手くコミュニティができるような協調・協働ができるような条例にしてほしい。

### 第7章

会長：先ほど委員Fからのご意見がここにも関係してくるかと思う。あくまで対等に、お互い尊重しながら一緒にやっていくというところは第7章の部分で強調してもいいのかなという風に思った。

### 第8章

～特に意見等なし～

(2) 今後のスケジュールについて

事務局：～【資料3】に沿って説明～

事務局：第1回審議会にて、12月議会への上程を目指して検証作業を進めていくということで、事務局から説明、審議会でのご承認をいただいたところだが、実際に専門部会等で検証作業を進めていく中で、様々なご意見をいただき、事務局としてはより深い議論をしていく必要があるのではないかと考えているところである。また、細かな条文の調整や逐条解説の文言の修正が予想よりも多いという状況の中、事務局としては、検証作業の期間を少し延長させていただき、令和6年3月議会への上程を目指して作業を行っていきたい。ご審議のほどよろしくお願ひしたい。

委員：～異議なし～

(3) その他

委員G：社会情勢の変化ということで、新型コロナウイルスの影響でなくなっていた行事を4年ぶりに開催するなど、久しぶりに開催ができてよかったという話がありますが、老岐市民全体、一人ひとりの気力がなくなった、小さくなったと感じている。老人クラブにしても、もうやらない方向で進んでしまっている。葬式でも一緒。会食もすることもなくなってしまっている。その分、出会いの場もなくなる。そういうものを早期に解消するような場づくりをどうしたらいいのかという対策を考えていくことにも意味があるのではないかと思う。

委員H：第19条（情報公開）で情報公開はちゃんとしなさいとあるが、何もかも個人情報、個人情報ということで、困っていることがたくさんある。その辺りの整合性というか、より現実にフィットした形にできないかと思っている。

### 3 閉会

会長：本日は非常にたくさんのご意見をいただいて、ここで今議論していることと皆さんの日常の話とが中々接点を見いだせないというところは、非常に問題だと思っている。ここで1つ1つの事象を議論することはできないが、専門部会の中でぜひ、皆さんが疑問に思っていることなどをどんどん出していただきたい。そこで整理したものを次回またこの会議で、今度はもっと具体的な話になるかと思うが、皆さんに共有した上で、こういう条例でいいのかどうかというところを議論していただきたい。ぜひ、これからも忌憚のないご意見をいただければと思う。